

〔資料研究〕

19世紀初頭・東北日本の‘Social Survey’と出産調査(上)
一関藩の貧民・村備初・出産調べと救助制度

高木 正朗*

目次

はじめに

- 1 Social Survey (社会調査)
- 2 19世紀初頭・東北日本の‘Social Survey’
- 3 「御撫育方書上」の資料的価値
- 4 資料の解読・注釈
文書1～文書15(以上, 本号)
文書16～文書25(以下, 次号)

むすび

はじめに

18～19世紀前半の日本は停滞的社会だったわけでは決していない。封建社会という枠内ではあったが、「近代」(あるいは現代)への力強い胎動が政治、経済、思想、医術などの分野で見られた。ここで紹介・検討する文書はこの点を明確に示す行政・民政資料である。これは現代の社会福祉関係文書にあたるかと考えられる。こうした資料を注意深くみると、少なくとも江戸中期以後は、日本は目的合理的かつ実証主義的な精神を共有する社会に変貌したとういことが、はっきりとわかる¹⁾。例えば、藩(国家)のなかには、村人(地域住民)の妊娠、出産、非婚、生活困窮、不耕作地、食糧備蓄状態など

を調査し、貧民(あるいは潜在的な困窮者)を救助する制度(仕法)をつくるものも現れた²⁾。

例えば、陸奥国の小藩・一関はこうした制度・職掌を「撫育方」「育子方」などと呼称したらしい。救助(仕法実施)の前提として多面的な(換言すれば複数の指標に着目した)貧民調査がおこなわれた。また妊娠、出産、赤子は毎年、継続的に記録された。肝入はその結果を報告するとともに、業務日誌「用留」に記載し保管した。この調査結果に基づいて、藩は手当金や救助米を支給した。

こうした貧民調査と出産調査はそれぞれ、現代の社会調査(social survey)および人口動態統計(vital statistics)編成作業の一部に該当すると考えてよからう³⁾。調査員は肝入と下役(補佐)、調査対象は貧民・妊婦・孤老・備蓄米その他の事項、調査区は村(1調査区=1ヶ村)である。各村の調査結果は大肝入を経て国(藩役所)に報告され、担当役人がそれを集計したであろう。そうして、上級官僚(家老・重臣)はこのデータを民政ひいては財政・経済政策の基礎資料としたのである⁴⁾。

1 Social Survey (社会調査)

* 立命館大学産業社会学部教授

social surveyという用語は通常、社会調査と

訳され使用されてきた⁵⁾。その概念を理解するため、日本人が著した経済学や社会福祉学の辞書・事典類・書物を手にとって、18～20世紀の社会調査あるいはsocial surveyの項を見ると、大凡の定説を知ることができる。その説明としては、家計調査を含めて考えるのが一般的であるが、まずW・ペティ、M・イーデンに始まり、F・ルプレイ、C・ブースそしてE・エンゲル、B・S・ラウントリーにいたる人々の調査方法と成果とが紹介される。続いて日本の調査者・調査機関として鈴木梅四郎や横山源之助、次いで高野岩三郎、権田保之助、東京市、内務省などの実証研究が挙げられる。

こうした研究は大体、次の点をはっきりさせたと言える⁶⁾。

- a) 社会の近代化（資本主義化）と社会調査とは密接不可分の関係にある。
- b) 調査対象はたいてい都市に集住し「下層社会」を形成した人々だが、そこには前近代からの居住者が含まれる。
- c) 調査対象はミクロな経済主体（生身の人間、彼らが営む世帯・家族）である。
- d) ミクロな経済主体の生活水準は、マクロな経済主体と取りむすぶ社会関係（労使関係）とその安定度によって決定づけられる。
- e) この社会関係は経済発展と景気循環に左右されるが、ミクロな経済主体は「労働力商品の特殊性」によって、常に弱い立場に置かれている。
- f) 各国のミクロな経済主体は、苦闘のなかで勤労者階級（ブルーカラー、ホワイトカラー、沈殿層）を形成したので、各々の階級形成過程には個性がある。
- g) 勤労者生活の不安定化や貧困層への転落

を予防し、他方で困窮者（社会的弱者）を救済して転落以前の階層に戻すためには、公的制度（社会保障、社会福祉制度）が必要である。

- h) 公的制度は社会運動（労働運動に代表される力関係）によって、整備され定着することがしばしばある。

確かに、18世紀末～19世紀にかけてのイギリスに典型的にみられるように、産業革命以後の西ヨーロッパ諸国では、国民の階層分化と都市貧民の堆積・沈殿が顕著となり、資本家階級は貧困対策に真剣に取り組む必要に迫られた。その結果、国家は救貧法制定を、資本家は労使協調政策と慈善活動を、知識層は労働者生活調査を推し進めた。彼ら労働貧民（labouring poor）に対する各種の生活調査で、もっとも具体的かつ実効のあがった調査項目は、職業状態（労使関係、賃金、組合参加）、貧困原因、家計（収支）構造であろう。

これらのうち、家計調査は最低生活費ないし貧困線（poverty line）を求めるためにとりわけ重要であった。最低生活費を科学的に算出できるようになった結果、貧困層の数的把握がはじめて可能となり、救済対象や必要金額が明確となって、救助・救済の社会的・法的妥当性が担保されたのである。以上が、筆者の理解している限りでの、social surveyあるいは社会調査の一般的概念である。

2 19世紀初頭・東北日本の Social Survey

しかしながら、19世紀末に社会踏査家・鈴木や横山などが都市貧民への注意を喚起するまで、われわれ日本人が生活世界のどこにでも見られた貧民や生活困窮者に対して、無頓着であ

ったとは到底考えられない。その証拠として、近世期・大飢饉の際に一般的におこなわれた「施行・御救い」を挙げることができる。

例えば、近年の研究例を一つだけあげると、北原(1995)は享保、天明、天保飢饉期の都市とその周縁地域でおこなわれた貧民救助の実態を、刊本資料その他にもとづき丹念に復元している。それによると、救助者は幕府、町中(家持層)、豪商・有力商人層に類別され、救助形態は「お救い」(幕府)、「合力」(町中)、「施行」(商人)であり、被救助者は都市貧民や「飢人・袖乞」呼ばれる人々で、実際の救助は「金銀米銭」でおこなわれた。しかし、大都市でおこなわれた救助・救済活動は、ここでは立入ることを控えるが、あくまで事態の沈静化を目的とした臨時・応急的処置でしかなかった点に注意しなければならない。

確かに、江戸や大坂など大都市でも人口調査(人別改め)がおこなわれていた。従って、権力(幕府・国家)が貧民(店借・日雇取りを含む)たちを社会階層の底辺にある者たち、すなわち危急時の潜在的な救済対象として、継続的かつ数的に把握する体制を整えていたということは確かである。しかしながら、権力はやはり権力、大都市はやはり大都市であった。巨大な人口を擁し、住民の激しい移動(転入・転出)が常態であり、人別改帳に登載されない多数の「帳外」ちょうはずれを内包していた大都市では、危急時に権力(幕府)の救済や豪商・有力町人層の「施行・合力」(金穀放出)があった。しかし、こうした応急政策で貧民たちを継続的あるいは恒常的に救助することは困難だったであろう⁷⁾。

一方、生活困窮者は都市だけにいたわけでは決していない。例えば、19世紀の仙台藩は百姓を4階層(上民、中民、下民、下々民)に区分し

たが、その支藩・一関も同様だったであろう。村役人の帳簿に「窮民」「極貧者共」などと記された人々の大多数は、恐らくこの区分でいう「下々民」たちであり、明確な目的や必要があってそう区分されたに違いない。しかし、区分の目的をふくめて、彼らの実態は長いあいだ筆者にはよくわからなかった。また、仙台藩にかかわるこれまでの研究を探しても、彼らの存在形態の解明に真正面から取り組んだ研究は、管見によれば、今日まで皆無といっても過言ではなかった。

ところが、2003年9月、われわれは一関藩・旧村肝入家の膨大な古文書⁸⁾中に、「文化七年七月⁶御撫育方書上救米留控」という表題の横長帳があることを知った。これを読んでいくと、この文書一式は極めて重要な民政資料であることが判明してきた。これらの資料は、先述のように、19世紀初頭の貧民たちを、「仕法書」に基づき、約半年前後の時間をかけて、複数の視角から調査し記録したものであった。要約的に言えば、この資料は生活困窮者たちの平常年の生活状態や女性たちの妊娠・出産・養育状況を、為政者(藩)にとっても現代人にとっても、あたかも「痒いところに手が届く」ように、懇切丁寧に書留めたということである。

一関藩は37ヶ村(3万石)を領有した。同様の貧民調査は、文書が物語っているように、すべての村で一斉におこなわれたであろう。とすれば、例え小藩であっても、少なくとも19世紀初頭以降の陸奥国の一地方(小国家)では、権力が主導する‘social survey’(「調べ」と呼称された一種の「社会調査」)がおこなわれたと考えて、ほぼ間違いないと思われる。そうして、本藩・仙台藩においても、体系的資料は未見であるが、同一の調査を実施した可能性が

たかい⁹。

3 「御撫育方書上」の資料的価値

この種の村方文書の資料的価値は、町方文書とくらべた場合、格段にたかいと言うことができるであろう。その理由はつぎの通りである。一般に、村を構成する家（世帯）は役負担の主体であったから、できるだけながく存続させることが目指された。なぜなら、それは領主（年貢・諸役の収取者である権力）、村と五人組、百姓自身という、封建的村落制度を構成する中心的要素のすべてを利するものだったからである。その結果、肝入は村に生きた困窮者・貧民についても、都市に暮らし同一の境涯にあった者たちとは比較にならない精度を以て、多面的記録を毎年とることが可能だったであろう。とりわけ文化7年に集中的に作成された貧民関係文書は、仕法に従っておこなった調査の「結果報告書」と見做すことができる。そこには、町方文書からは到底知ることができない、確実性のたかい貧民情報が含まれていると見て間違いないであろう。

さらに、この民政資料と他の文書、例えば人口（人別、出減、過去帳）、租税（年貢、物成、諸役帳）、土地（検地、地損、高分帳）、賦役文書等と結合した場合、何が知り得るだろうか？ 上記のような複数情報の結合に成功すれば、われわれは貧民だけでなく村民と村落共同体の再生産過程をも、具体的に追跡することが可能になると考えられる。その結果、次のような疑問にこたえることができるのではないか。彼らはなぜ貧民となったのか？ 何人の子どもをもつことができたのか？ いつまでこの階層に留まったのか？ 階層移動をしたとすればそれは上

層へかもっと下層へか？ 階層移動の理由は何だったのか？ 上民や中民で居つづけることはできたのか？ 飢饉や洪水など突発的できごとは個人、家、村の再生産にどう影響したのか？

こうした疑問への回答が、家や個人にかかわる諸情報をリンクすることで、えられる可能性がたかいと推定できるのである。激しい人口流動を特徴とした都市に同種の文書を求めたり、諸情報をリンクしたりすることは恐らく困難であろう。

4 資料の解読・注釈

ここでは、横長帳に書上げられた最初の25文書を解読し、簡単な注釈（comment）をくわえる。その狙いは、この一纏まりの文書がどのような目的と構成をもって作成されているかを、試験的に明らかにすることである。

これら文書の大部分は文化7〔1810〕年6月～12月までの半年間に作成されている。文書中には相互関係があるものと相互関係がないものが含まれている。相互関係がある場合は可能な限り言及するが、詳細な注釈は「仕法書」を含む文書の全貌（作成の主旨・目的・効力など）が明らかとなった段階でおこなう計画である。

なお、文書のタイトル（以下「」内）は筆者が便宜的につけたもの（文書を解読し、文中に使用されたことばを借用しつつ、要約的に記したものである。また、文書1、2は、文化8年の資料であるから、文書25以下に続くべきものである。しかし、ここでは帳面の出現順序に従っている。

〔文書一覧〕

- 文書1「長女書上げ」(文化8[1811]年4月。
デジタル画像 no.8343)
- 文書2「赤子制導役廻村触れ」(文化8[1811]
年4月。no.8344)
- 文書3「春分懐婦調べ書上げ」(文化7[1810]
年6月。no.8345-6)
- 文書4「長女書上げ」(文化7[1810]年6月。
no.8347)
- 文書5「有馬書上げ」(文化7[1810]年6月。
no.8348)
- 文書6「馬所持の貧窮者書上げ」(文化7
[1810]年6月。no.8349-50)
- 文書7「貧民にて無妻書上げ」(文化7[1810]
年6月。no.8352-3)
- 文書8「子供四人以上生育者書上げ」(文化7
[1810]年6月。no.8354)
- 文書9「出生申出書上げ」(文化7[1810]年
6月。no.8355-6)
- 文書10「春分懐婦安産調べ書上げ」(文化7
[1810]年6月。no.8357-61)
- 文書11「一人御百姓書上げ」(文化7[1810]
年6月。no.8362-3)
- 文書12「追懐婦調べ書上げ」(文化7[1810]
年8月3日。no.8364-5)
- 文書13「育子手当願書」(文化7[1810]年8
月。no.8366-9)
- 文書14「秋御改懐婦死胎書上げ」(文化7[1810]
年7月24日。no.8370-2)
- 文書15「春定さん田地立増米村備書上げ」(文
化7[1810]年6月。no.8374-5)
- 文書16「極貧者持高名歳調べ書上げ」(文化7
[1810]年8月4日。no.8376-88)
- 文書17「沽却地へ主付願書」(文化7[1810]
年8月。no.8389-93)

- 文書18「村備初貸付け書上げ」(文化7[1810]
年8月7日。no.8395-400)
- 文書19「春定散田立付地調べ書上げ」(文化7
[1810]年8月。no.8401-10)
- 文書20「村備初取立て倍合調べ書上げ」(文化7
[1810]年8月。no.8411-2)
- 文書21「秋御改懐婦死胎書上げ」(文化7[1810]
年9月13日。no.8413-4)
- 文書22「養育手当受給者留め」(文化7[1810]
年9月29日。no.8415-6)
- 文書23「秋分男女出生書上げ」(文化7[1810]
年12月22日。no.8417-8)
- 文書24「秋分懐婦調べ書上げ」(文化7[1810]
年12月22日。no.8419-20)
- 文書25「窮民御恵金受領者受證書上げ」(文化
7[1810]年12月17日。no.8421-22)

〔表紙〕

「文化七年七月より御撫育方書上救米留控
狐禅寺村肝煎
孫右衛門」

文書1「長女書上げ」

(文化8[1811]年4月。no.8343)

「西岩井狐禅寺村

一 長女百八拾四人

但シ拾五歳より四拾五歳迄

肝入

孫右衛門

文化八年四月

大肝入

佐々木清右衛門殿

」

「長女」とは、本文中の年齢記載からわかるように、当時の医師（藩・国家）が妊娠可能と見做したと推定される、15～45歳層の女性である。本藩である仙台藩の人別改め関係法は、「長女」の年齢幅を「長 五十九より十三迄」とし、人別改帳の末尾に男女別、年齢階層別集計値を書上げる慣わしだった。支藩一関の同法令は未見だが、おそらく本藩と同じであつたらう。とすれば、肝入は人別改帳からこの年齢に該当する女性たちを拾いだしたに違いない。

文書2「赤子制導役廻村触れ」

（文化8〔1811〕年4月。画像no.8344）

「為教道申来候十一日頃

金沢村々より有壁村江取
移候間左之通壱宿仕可申渡シ

日割

十二日

一泊 有壁村
片馬合村
鬼死骸

十三日

一泊 上黒沢
市野々
達古袋

十四日

一泊 牧沢村
瀧沢村
狐禅寺村

十五日

一泊 一ノ関村
二ノ関村
三ノ関村

右之都合而廻村致候間

懐婦并安産死胎其他
可妊女子調共二兼而之通
首尾可被申候尤用銀
聞合之義八流廻村先より
可申渡候尤都澤衛右三郎
四人自分式人有之候

清野与四郎

未ノ四月四日

佐々木清右衛門殿

一関藩が陸奥国に領有した37ヶ村は、西磐井郡（11ヶ村）、流郷（13）、東磐井郡（11）、栗原郡三迫（2）に分布していた。有壁・片馬合は栗原郡三迫、金沢は西磐井郡流郷、鬼死骸から三関までの村々は西磐井郡に所在していた。この文書に東磐井の村々が記されていない点は、その方面への廻村が別途おこなわれたことを示唆している。

文末の「懐婦并安産死胎其他可任女子調」という記載から、肝入は4種の出産調書を作成し、藩役人（清野与四郎）の閲覧・点検をうけたことがわかる。4種の調書とは、1）懐婦調べ、2）安産調べ、3）死胎調べ、4）長女調べである。懐婦調べは春秋2回おこなわれており、文書3「春分懐婦調べ書上げ」、同12「追懐婦調べ書上げ」、同24「秋分懐婦調べ書上げ」がこれに該当する。安産調べに該当するのは文書9「出生申出書上げ」、同10「春分懐婦安産調べ書上げ」、同23「秋分男女出生書上げ」である。死胎書上げに該当するのは文書14「秋御改懐婦死胎書上げ」、同21「秋御改懐婦死胎書上げ」で、公式文書は1件に1枚をあてる「一紙文書」だったようである。長女調べは文書1、4が該当する。

このように詳細な出産調査がおこなわれた理

由は、従来から指摘されてきたように、出産管理(墮胎・間引きの防止)や育子手当金の受給者・受給資格確認(養育奨励)のための基礎資料を必要としたからであろう。

与頭 善右衛門
与頭 太次右衛門
与頭 権之丞
与頭 八郎兵衛
与頭 仁惣兵衛
肝入 孫右衛門

文書3「春分懐婦調べ書上げ」

(文化7[1810]年6月。no.8345)

「西岩井禅狐寺春
分懐婦調書上

台屋敷卯左衛門
一倅三太郎女房
但シ初懐婦九月頃臨産

川口屋敷久太夫
一倅金太郎女房
但シ初懐婦八月頃臨産

草ヶ沢屋敷権之丞
一倅甚太郎女房
但シ懐婦式度目九月頃臨産

久田屋敷彦左衛門
一倅円蔵女房
但シ懐婦三度目七月頃臨産

合四人
右之通組合切相改
書上仕候万一残候者
も御座候八八如何様二被
仰付候共異議申上間
敷候以上

与頭 彦左衛門

文化七年六月

与頭 弥四郎

大肝入

佐々木清右衛門殿

この書上げは「用留」に記されたからか、臨産の見込み月までを記したに過ぎない。しかし、公式の「懐婦書上帳」であれば、そこに出産結果が追記された。具体的には出産月日、生産・死産・流産の区別、産児の性別を事後的に記したのである。しかし、この肝入文書一式中に公式帳面は含まれていない。そこで、われわれはこうした書上げを文書9「出生申出書上げ」、同10「春分懐婦安産調べ書上げ」、同12「追懐婦調べ書上げ」、同14「秋御改懐婦死胎書上げ」、同23「秋分男女出生書上げ」、同24「秋分懐婦調べ書上げ」等とリンクしなくてはならない。こうした作業は一見すると煩瑣に見えるが、微細な事実を削ぎおとした公式帳簿よりも、却って信頼性のたかい情報を入手できるかもしれない。

文書4「長女書上げ」

(文化7[1810]年6月。no.8347)

「西岩井狐禅村

一女百七十九人

但シ拾五歳より四拾五歳迄

右之通書上仕候以上

与頭 彦左衛門

文化七年六月

与頭 弥四郎
 与頭 善右衛門
 与頭 太次右衛門
 与頭 権之丞
 与頭 八郎兵衛
 与頭 仁惣兵衛
 肝入 孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿 』

文書5「有馬書上げ」

（文化7〔1810〕年6月。no.8348）

「西岩井狐禅寺村

有馬書上

一有馬百二拾六疋

右之通当村有馬書上

仕候以上

与頭 彦左衛門

文化七年六月

与頭 弥四郎

与頭 善右衛門

与頭 太次右衛門

与頭 権之丞

与頭 八郎兵衛

与頭 仁惣兵衛

肝入 孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿 』

馬は乗用のほか、農耕、荷物運搬、厩肥取得等を目的として飼育された。仙台領内には有名な馬産地や市場（馬市）がいくつかあった。厩の二階に下人（奉公人）を寝起きさせて、飼馬の体調管理と火災などに備えるという習慣があ

った。そこで、奉公人の出入りを「厩替」と呼んだ。下男が厩に寝起きするという習慣は、20世紀中頃（敗戦前後）まで続いたという。文化8年2月1日現在の「人別改帳」に記された人頭は156であった。仮に百姓1人あたり1頭を所有したとすると、30人（19%）の百姓に馬がいなかった計算となる。

文書6「馬所持の貧窮者書上げ」

（文化7〔1810〕年6月。no.8349）

「西岩井狐禅寺村貧

窮者馬所持不仕者

書上

一 武右衛門

一 正之助

一 市太郎

一 文四郎

一 幸八

一 三之丞

一 勘太郎

一 源八

一 市之助

一 作十郎

一 新九郎

〆拾壱人

右之通貧窮二而

馬所持不者書上仕候

以上

与頭 彦左衛門

文化七年六月

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同	権之丞	命相続仕候為一度も嫁
同	八郎兵衛	取不申候
同	仁惣兵衛	
肝入	孫右衛門	右之通一度も嫁取
大肝入		不申無妻之者書上
佐々木清右衛門殿	」	仕候以上

与頭 彦左衛門

「貧窮」のため馬を飼えない人頭百姓が11人おり、その名前を書上げたもの。この11人のうち9人は文書16「極貧者持高名歳調書上げ」にも登載されている。馬を持たない人頭30からこの人数をさし引くと19となる。彼ら19人は「貧窮」以外の理由で馬を飼っていなかったことになるが、その理由は今のところわからない。

文化七年六月

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同 権之丞

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入 孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿

文書7「貧民にて無妻書上げ」

(文化7[1810]年6月。no.8352)

「西岩井狐禅寺村貧

民二而無妻書上

一田谷屋敷辻平当廿式才

右之者貧窮其上兩親

老体尤病身二而只今迄

無妻二罷有申候

一竹下屋敷源之丞当廿四才

右品々同断弟御座候共身

売仕彼是難渋仕無妻二

罷有申候

平屋敷新七

一倅万吉当廿三歳

右品々同断家内四人御座候

處身売日手間取露

「貧民」であるため嫁を一度もとっていない人頭百姓を書上げたもの。3人とも20代前半の男子で、内1人(万吉)は文書16「極貧者持高名歳調書上げ」にも登載されている。「無妻」となっている理由(貧窮、両親が老齢・病身、家族の身売・日手間取りによる労働力不足など)を具体的に挙げている点に、本文書の特徴がある。残る2人が文書16に書かれなかった理由はわからない。「貧民」と「極貧者」とは区別されており、前者は下民、後者は下々民に該当すると考えられる。

文書8「子供四人以上生育者書上げ」

(文化7[1810]年6月。no.8354)

「岩井狐禅寺村

一子供四人以上生育

仕候者当村二八無御座

条此段書上仕候以上

与頭 彦左衛門

文化七年六月

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同 権之丞

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入 孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿

この文書から書上げの目的を知ることはできないが、推定はできる。それにしても、なぜ3人ではなく4人以上を目安に線引きをしたのか、その根拠は今のところ不明である。ともかく、総人数800、人頭156の村落で、子供4人以上の世帯が皆無だったという事実は意外である。彼らが子どもの数を制限していたからであろうか。

文書9「出生申出書上げ」

(文化7 [1810] 年6月。no.8355)

「出生申出覚

一山屋敷万左衛門五月男子出生仕候

一宿屋敷幸八男子五月出生仕候

金願

一仁田屋敷万六男子五月出生

一川口屋敷三郎太五月女子出生

金願

一山屋敷久七女子四月出生

一高平屋敷吉太郎子万蔵女子三月出生

一高平屋敷善五郎子長吉男子三月出生

一八幡屋敷勘左衛門子長之助男子五月出生

一平屋敷名右衛門子忠内女子五月出生

一西屋敷幸左衛門養子寅松男子三月出生

一荒屋敷甚右衛門養子弥蔵男子四月出生

一石屋敷喜惣右衛門子喜市女子三月出生

一石屋敷庄吉子亀太郎女子三月出生

一日当屋敷清六水吞弥五郎男子三月出生

金

一新田屋敷万太郎養子甚八女子五月出生

一奈良井屋敷万吉女子三月出生

一三本木屋敷儀蔵女子五月出生

一吉ヶ沢屋敷専太郎男子五月出生

一新田屋敷勇吉子女子五月出生

〆拾九人

当五月迄出生二御座候

出生は百姓自身が「申出」て、肝入ないし育子方下役が書上げる決まりであったことが、この文書からわかる。また、「金願」「金」という注記を付された3人は「育子手当」の出願者である(それは文書13「育子手当願書」からわかる。彼らのうち2人が実際に出願をしている)。書上げ対象は19人、期間は3～5月までの3ヶ月間であるが、4月出生者が1人しかいない理由はわからない。

文書10「春分懐婦安産調べ書上げ」

(文化7 [1810] 年6月。no.8357)

「西岩井狐禅寺村

春分懐婦安産調書上

一山屋敷万左衛門男子

当五月出生仕候

一宿屋敷幸八男子幸作

当五月出生仕候	一柳沢屋敷次之助男子(追記)
一新田屋敷万六男子	当五月出生仕候
当四月出生仕候	人数貳拾人内男拾人
一山屋敷久七女子わき	女拾人
当三月出生仕候	但シ当三月より五月迄二
一川口屋敷三郎太女子出生	出生仕候分
当五月出生仕候	右之通書上仕候以上
一高平屋敷吉太郎子万蔵女子はる	組頭
当三月出生仕候	彦左衛門
一高平屋敷善五郎子長吉男子善太郎	文化七年六月
当三月出生仕候当	同 弥四郎
一八幡屋敷勘左衛門子長之助男子万蔵	同 善右衛門
当五月出生仕候	同 太次右衛門
一平屋敷名右衛門子忠内女子なを	同 権之丞
当四月出生仕候	同 八郎兵衛
一西屋敷幸左衛門養子寅松男子出生武吉	同 仁惣兵衛
当三月出生仕候	肝入 孫右衛門
一荒屋敷甚左衛門養子弥蔵男子蔵吉	大肝入
当四月出生仕候	佐々木清右衛門殿
一石屋敷喜右衛門子喜市女子いせ	
当三月出生仕候	文書9「出生申出書上げ」と対をなす文書で
一石屋敷庄吉子亀太郎女子こま	あるが、総数は20人(1人増)である。なぜ、
当三月出生仕候	出生申出を書留めるだけでなく「安産調」の必
一日当屋敷清六水呑弥五郎男子	要があったのか、理由は今のところわからない。
当三月出生仕候	文書の形式から見ると、前者は単なるメモ、
一新田屋敷万太郎養子甚八女子	後者は公式文書である。いずれにせよ、本
当五月出生仕候	文書は、文書14「秋御改懐婦死胎書上げ」をも
一奈良井屋敷万吉女子	参照するなら、出産に関わる調査が十重二十重
当三月出生仕候	におこなわれたことの証拠となるであろう。
一三本木屋敷儀蔵女子ひろ	
当五月出生仕候	文書11「一人御百姓書上げ」
一吉ヶ沢屋敷専太郎男子万治	(文化7[1810]年6月。no.8362)
当五月出生仕候	「西岩井狐禅寺村
一新田屋敷勇吉子勇太女子ふじ	壱人御百姓書上
当五月出生仕候	

高三百三拾三文

田代

畑代 柳沢屋敷

勝之丞

当四十三

右之通壱人御百姓二而

相続仕居未夕家督

等茂無御座候以上

組頭 彦左衛門

文化七年六月

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同 権之丞

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入 孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿 』

いわゆる鰥寡孤独の「壱人百姓」を記したものの。当人は文書16「極貧者持高名歳調書上げ」にも登載されている。人別改帳（人数出人御改帳，同減人御改帳を用いて復元した情報）によると，勝之丞は柳沢屋敷・与四郎次男でその分家であろう。寛政5（1793）年，26歳で女房（20歳）をとるが翌年7月死別，以後文政8（1825）年12月に58歳で病死するまで，31年間単身のまま暮らした。持高333文（3.3石程度）では，本家の持高500文をも勘案すれば，再婚することが困難だったのかもしれない。他にも理由はありそうだが，文書からは知り得ない。

文書12「追懐婦調べ書上げ」

（文化7〔1810〕年8月3日。no.8364）

「狐禅寺村春分

追懐婦調書上

一高屋敷久左衛門女房

但式度目懐妊

来二月頃臨産

一東屋敷七太郎女房

但シ三度目懐妊十

月頃臨産

一井戸沢屋敷彦八

養子巳之助女房

初懐妊十月頃

一高屋敷嘉蔵女房

但シ式度目懐妊来

正月頃臨産

合四人

右之通組合切追改

書上仕候万一残候者

も御座候者八如何様二被

仰付候共異議申

上間敷候以上

与頭七人

文化七年八月三日

肝入

大肝入殿 』

「仕法書」によると，一関藩は懐婦調べを春秋2回おこなう決まりであった（本藩は，「懐婦四季改め」と言っており，春夏秋冬4回調査した）。本文書は，春秋調査で漏れた妊婦を「組合切追改め」（つまり五人組単位に再調査した）ものである。しかし，文化13〔1816〕年前後になると，追改めは煩瑣だったからであろう，四季調べに変更したようである。請書末尾の記

載「与頭七人」から、組頭は懐婦調べについても責任をもったことがわかる。

文書13「育子手当願書」

(文化7 [1810] 年8月。no.8366)

「乍恐西岩井狐禅寺村

幸八三郎太万吉育子御手
当親類共奉願候御事

高三百拾八文

一宿屋敷幸八当四十式歳

一女房三十四歳

一女子つき九歳

合三人 内男壹人

女貳人

外

幸八

一男子

但シ式度目二而当五月八日

出生仕候

高式百三十四文

一河口屋敷三郎太当四十三歳

一女房三十六歳

一女子いそ拾壹歳

一養父嘉惣兵衛五十九歳

一女房五十歳

合五人 内男貳人

女三人

外

三郎太

一女子

但シ式度目当五月十日

出生仕候

高三百七文

一奈ら為屋敷万吉当三十式

一女房十九歳

一母五十一歳

合三人 内男壹人

女貳人

外

万吉

一女子

但シ初産二而当三月

五日出生仕候

都合三人 内男壹人

女貳人

右極貧もの共二御座候間

前々之通男女養育可

仕術無御座候間御憐憫を以

御手当被成下度奉願候

尤御村證知之極貧二而

居家等申候も雨天之

砌八雨も里住居も不

成体二御座候間此段共二

奉申上候以上

同村幸八親類願人

作十郎

文化七年八月

五人組

市右衛門

忠七

与右衛門

弥四郎

同村三郎太親類願人

正之助

五人組

金右衛門

同	弥右衛門	文書14「秋御改懐婦死胎書上げ」
与頭		（文化7 [1810] 年7月24日。no.8370）
	善右衛門	「西岩井郡狐禅寺村
同村万吉親類願人		秋御改懐婦死胎
	平右衛門	書上
五人組		
	久四郎	上草ケ沢屋敷権之丞
同	嘉蔵	一倅甚太郎女房
与頭		但シ九月頃臨産二申上置候
同	太次右衛門	全体右女東山門崎村
同	彦右衛門	松之助方より縁組呼取候
同	八郎兵衛	尔付過ル十九日親元江
同	仁惣兵衛	泊二罷越申候間同村より難産
御撫育方下役		之様子二付同村医
	安右衛門	師勝山景治様御療
肝入		治相受候得共難産之上
	孫右衛門	小産二而女子死胎出生
	佐々木清右衛門	仕候乃而御医師証状
利左衛門様		指添如此申上候以上
与四郎様	」	右之通相違無御座候
		尔付与頭并五人組頭
		見届候上御医師証状
		指添申上仕候後々殺シ候者
		相頭候八八見届村役人八勿
		論親類与合迄如何様之
		曲事二も可被仰付候以上
		死胎人主与頭
		権之丞 （印）
		文化七年七月廿四日
		親類与合
		専太郎 （印）
		同 傳十郎 （印）
		組合
		太郎左衛門（印）
		同 弥太郎 （印）

育子・赤子養育手当金の申請願書である。申請者3人は文書16「極貧者持高名歳調書上げ」にも登載された「極貧者」である。持高300文は貧民と極貧者とを区分する目安だったかもしれない。後書き「前々之通男女養育可仕術無御座候」は、彼らが以前から手当を受ける者だったことを示唆している。居家もひどい状態（雨天の際は雨漏りし、「住居も不成体」）であると記しているが、誇張なしとしない。しかし、彼らは「村證知之極貧」者であり、親類は単に請人としてのみ協力できたらしい。また、肝入を補佐する「御撫育方下役」が任命されていたこともわかる。

同 孫助 (印)	幸助様御役儀を以春定
同 所左衛門 (印)	さん田地より立増米村備書上
同 伊惣右衛門(印)	
同 市郎兵衛 (印)	一米四斗八升
五人組頭	但シ寛政十年午ノ年立増
久平 (印)	拾貳年迄元利請合分
御撫育方下役	以上
安右衛門	一金四切六分八り六毛
肝入	右八拾年暮立まし
孫右衛門(印)	拾貳年迄元利請合分
大肝入	如此
佐々木清右衛門	右之通春定散田地より
利左衛門様	立増米元利合委細
与四郎様	前書之通二御座候条 御用之有節八何時成共上納 可仕候仍而書上如此御座候以上 与頭 彦左衛門 文化七年六月 与頭 弥四郎 同 善右衛門 同 太次右衛門 同 権之丞 同 八郎兵衛 同 仁惣兵衛 肝入 孫右衛門 大肝入 佐々木清右衛門殿

死胎(死産)であったことを確実に見極めた、ということを経合った文書である。当初、「死胎書上」も春秋2回おこなう方針だったらしい。しかし、文化9[1812]年以後は通年書上げに変更したようである。「用留」文書であるが押印までしていることから、死胎書上げは日頃から他の文書と異なる扱いを受けていたと推定できる。死胎1件に1文書を充てたこと、すなわち死産事例を並記しなかった点にも、重視の姿勢が現れている。後書きからは、妊産婦の在所、その治療に在村医があたったこと、「死産人主」(戸主)はこうした文書に「医師証状」(死産証明書)を添付し、藩役人に提出する義務があったこと等がわかる(文書21も参照)。なお、仕法実施の一環として死胎書上げ「雛形」が通達された。

文書15「春定さん田地立増米村備書上げ」

(文化7[1810]年6月。no.8374)

「西岩井狐禅寺村及河

本文書の作成目的は、「春定散田地」「立増米」の意味が不明であるため、今のところわからない。組頭全員が請人となった村請文書である点は、文書18「村備初貸付け書上げ」、同20「村備初取立て倍合調書上げ」と同様である。

今後の課題として留保したい。

注

- 1) 実証的・合理的思考は、商品経済の浸透が「もの（商品）の質と量」とを「子供から大人まで」すべての人々に考えさせた結果、彼らに自然に身につけていったのだと司馬（2003）は述べている。費用対効果の考量が一般化したということであろう。典型的な思想家としては安藤昌益、荻生徂来、三浦梅園、海保青陵、富永仲基、片山蟠桃などが挙げられている。
- 2) 慢性的な貧窮生活下にあった下級武士の救済策を明らかにする用意がないのは残念である。近世大名の家臣団を構成した徒士層（下級武士）の生活水準は、長屋住まいや貧窮状態にあることが一般的で、実際は家業を持つ足軽層（武家奉公人）以下だったという点については、磯田（2003）の最近の研究を見てほしい。
例えば仙台藩が「地方知行」制を維持し、武士・給人を村方に住居させた理由の一つに、彼らにたいする広義の「救貧」対策があったと考えられている。実際に、例えば天保飢饉時には、在方「家中」も在郷商人の施行対象となったことは、次の記録からわかる。天保8（1837）年「三月朔日今日、御家中へ施米致候。御用人様方御頼相調ノ上、（藤沢村の）上ト下ト両所御役所ニテ相渡候事」（東磐井郡藤沢町・及川家文書）。
- 3) 人口動態統計は出産（出生、流死産）調査だけでなく、死亡、婚姻、離婚などの人口現象を調査・集計・分析して、その結果を編集したものである。現代の人口動態統計にほぼ該当する江戸期の資料は、作成目的が人々の移動把握であった点で異なるが、「増減改帳」「人数出減改帳」だったと考えられる。従って、貧民調査が一時点の横断的調査（cross sectional research）であったとすれば、妊娠・出産調査は出生eventに焦点をあてた集中的かつ継続的調査活動（intensive as well as longitudinal research activity）だったと言える。なお、江戸時代の国家（藩）が国民（領民）の死亡に対して、飢饉などによる大量死を除き、無関心同然だった理由はよくわからない。

- 4) 藩（国家）が調査結果を集計・利用したという証拠は藩役所文書からもわかる。例えば、一関市史編纂委員会（1977）は一関藩の懐婦・安産調べ（嘉永5、6年分）の集計値を収録している。なお、八巻・小野寺（1992）も参照。
- 5) social surveyは、social researchと区別するため、「社会踏査」と訳される場合がある。なお、両者（social surveyとsocial research）の目的、対象、方法論上の相違については、ここでは言及しない。前者に軸足を置いた文献としては籠山・江口（1974）、石川・橋本・浜谷（1994）を、後者に軸足を置いた文献としては安田（1960/80）、宝月・中道・田中・中野（1989）を挙げておきたい。
- 6) ここでは、中鉢（1956/95）、籠山・大河内（1960/75）、藤本（1960/77）、多田（1965/79）、西田（1970）、中鉢（1971）、津田（1972）、中鉢（1975）、江口・西岡・加藤（1979）、中川（1985）、寺出（1994）、中川（2000）などの研究を参照した。
- 7) 北原（1995）によると、権力は貧民たちが食糧危機を契機に町中から流亡して飢人・袖乞化することを阻止し、他方で施行者を調査し褒賞を与えるという政策をとった。また、危機以前からいた袖乞（乞食）や非人（飢人）は救助対象から排除するという厳しい政策（仕法）をとった。しかし、三都（大坂、京師、江戸）における幕府の救助活動・救済対象の把握にあたり、人別改帳が使用されたという事実は、少なくとも「享保飢饉」に関する限り、なかったようである（享保の危急時には、町奉行所による飢人、非人、餓死寸前者の緊急調査がおこなわれた）
権力（国家）の本質は一般に「冷酷」であるということは、現代においても何ら変わらないことを、ごく最近われわれは痛切に実感・確認させられた。例えば、1995年1月におきた阪神淡路大震災の際、権力主体である日本国は、猛火と瓦礫につつまれた被災者たち（6,400人）を、有効な手だてを講じえないまま、放置し「見守った」のである。首相の見舞い（視察）は避難所・体育館でも見られたが、そこにはただ

クールな空気が流れたにすぎなかった。

- 8) 本文書の整理と目録作成の経過については、鈴木(2004)の「解説」を参照してほしい。
- 9) 但し、この「調べ」には、social surveyにおいて不可欠の項目、すなわち家政書上げ(家計調査)は含まれなかった。藩(国家)がなぜこの点に注目しなかったのか、理由は今のところ

明らかではない。尤も、日本国がみずから家計調査を実施するのは1946年7月の「消費者価格調査」以降であり、また国民の生存権を認めたのは同年11月、生活困窮者の最低生活(費)を保障したのは、敗戦後10年経った1950年5月である点も考慮すべきである。

